

2010年10月 日

各市町村長様
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

(回答) 財政規模も小さく、余裕のある財政運営ができない状況ですが、限られた予算の中で住民の福祉の充実に努めています。

- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

(回答) 具体的な導入予定は、現在のところありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 平成21年改正により徴収基準の段階は、国の基準をベースに決定しています。

現在の徴収基準については、第4段階まで国より5%～15%保険料を減額（第1段階 50%→45% 第3段階 75%→70% 第4段階 100%→85%）し、低所得者に対する配慮に努めています。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 町独自(単独)の助成措置については、財政が非常に厳しいこともあり現在想定していません。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

(回答) 院内介助や同居家族がいる場合は個々の状況に応じて支援を行っています。また事業所に対してもそのように伝えています。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 昨年度、町内唯一の特別養護老人ホーム(愛厚ホーム設楽苑)が移転により全面改装されました。従来の多床室からユニット型個室(60床)に移行しましたが、継続入所する低所得の方に対応するため多床室(40床)も確保しています。また、ショートステイの要望も高いため、10床分を従来型個室として整備しました。

また、昨年度、国の助成を受けて、町内のグループホームにおけるスプリンクラー設置に要する費用を助成しました。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 介護労働力の不足が深刻な社会問題であることは十分認識しており、また各事業所からの声としても聞いていますが、具体的な財政支援は行っておりません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 現在年間45回の配食サービスを実施しています。また、ふれあい型の食事サービス事業も地域(15地区)ごとに2回程度ずつ実施しています。ただ、ボランティアの方々の確保の問題などもあり、現状維持が精一杯の状況です。料金の変更は考えていませんが、ボランティアの拡充等により一層の充実に努めたいと思います。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答) 安否確認については、緊急通報システム及びやまびこ福祉電話を整備し、設置・撤去費の全額負担や利用料の75%助成により支援しています。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答) 町独自の施策として移送サービス及び福祉タクシーを実施しています。また北設楽郡内で連携した地域公共交通システムの構築により、予約バスの運行にも取り組んでいます。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答) 老人憩の家などの建設・改修を援助し、それぞれの地区で利用してもらっています。また、町内各地域の集会所等において「ミニディサービス事業」を実施しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答) 町内の大部分の高齢者が持ち家での生活であることから、高齢者専用住宅の整備は特に想定していませんが、今後の施設整備等各般にわたりバリアフリーに重視して取り組んでいきます。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 寝たきり度や認知症の度合い等により、本人の申請に基づき認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 手続きについて町広報誌に年1回掲載している。また、寝たきり度や認知症の度合い等により、申請に基づき認定しています。

システムからの抽出が可能か検証し、可能であれば各個人への対応を検討します。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 障害認定を受けている人の負担額は無料です。ひとり暮らし高齢者で町民税が非課税かつ年収80万円以下で親族等に扶養されていない方に対しては、平成22年8月診療分から全額助成に改正しました。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 一律に保険証の取り上げ、資格証明書を発行することは考えていませんので、今後も悪質でない滞納者に対しては、納付について粘り強く説明していきます。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 町としては、住民が不利になることから、制度に基づき適用が受けられるよう該当者に対し制度を説明して、後期高齢者医療制度への加入を勧め、加入者についての助成制度を適用します。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 中学3年生までについては平成20年度から実施済み。義務教育を超える層については今のところ想定していません。

ただし、県外診療については、本人請求に基づき、保険対象における一部負担金の全額を償還金払い対応しています。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答) 妊産婦健診は産前14回まで無料であり、かつ超音波検査には検査費用5,300円(全額)×4回の補助を行っています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに
民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

(回答) 財政上の事情により困難であると考えます。申請受付は、町(教育委員会)でも行って
いますが、民生委員の証明は求めていません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答) 財政上の事情により困難で、また給食制度に対する児童生徒や父兄等の意識低下に
つながる恐れがあるため、無料化は想定していません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

(回答) 広域化は比較的体力のある自治体を想定した構想であり、当方のような小規模自治体
においては財政負担増及び一人当たり保険料増に直結することが予想されるため、これ
に賛成する立場は持っていません。

基金を計画的に活用し、なるべく急激で過重な被保険者世帯に負担が生じないように
努めています。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、
減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 財政状況が逼迫しているので、制度以上の繰入れについては考えていくなく、平成21
年度においては、基金を活用し繰り入れていません。なお、平成21年度の一人当たり
の保険料は、愛知県下で3番目に低い水準となっています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による
減免を実施してください。

(回答) 制度に基づき実施していきます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答) 減免制度については特に考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万
円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 具体的なすうじの要件であります、特に考えていません。制度に基づき7割、3割、2
割の軽減措置を行っています。また、非自発的失業者については、本年より条例に基づ
き、り所得割の賦課において、30%に減額し算定しています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母
子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。な
お、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すこと
なく保険証を届けてください。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してく
ださい。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無
視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調
査を実施してください。

(回答) 滞納者との協議を常に行い、生活が逼迫するような無理な徴収は行わないよう配慮していきます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 減免制度については検討しています。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

- ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。
- イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。
- ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。
- エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。
- オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

(回答) 財政上の事情により町独自の対応は困難であると考えます。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

(回答) 財政的課題もありますが、社会的情勢や地域の実情に応じ、検討していくたいと考えます。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答) 低所得者層は別として、各人が検診の必要性を認識する貴重な機会とするためにも無料化は適切でないと考えます。無論、財政的な面からも容易に対応できない状況です。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 65才以上の自己負担は無料としていますが、拡充は財政上困難な状況です。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

(回答) 子宮頸ガンワクチンについては、本年度より中学1～3年女子を対象に1回あたり費用15,000円の2/3×3回助成しています(次年度以降は1年生のみ)。

他に関しては、ワクチンの国内確保の確実性等を十分検証した上で、対応を検討していきます。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

(回答) 小児科医会では、全ての該当者が同レベルで接種できるよう、また助成措置でなく定期接種(無料)を要望していると聞いています。こうしたことから参考に、状況に応じて対応します。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、

あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 各申請者の実情を十分勘案し、県担当部局と密な連携をとて着実かつ的確に対応しています。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やすしてください。

(回答) 取り扱い事例が少ないと職員定数適正化により実質職員数が削減されていること等により、兼務で行なうことがやむを得ない状況となっています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やすこと、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行なう地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(回答) 各内容を十分検討するとともに、必要に応じて議会側とも調整を行い、適宜対応していきます。

以上